放課後児童クラブのご案内

▶問合せ　子ども課　児童家庭係（☎95-0120）・各児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者の就労等により昼間に留守家庭となる児童を対象に、授業が終了した放課後に生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

▶対象

小学校に就学する1年生から6年生の児童で、保護者が次のいずれかに該当する家庭の児童です。

①昼間に就労している。
②出産等の理由により入院している。
③疾病等または精神、身体に障がいがある。
④同居の親族を常時介護等している。
⑤震災等の災害からの復旧に当たっている。
⑥その他、これらに類すると認められる状態（資格取得等のための通学等）

▶育成料（利用料）とおやつ代

利用区分に応じて定めています。（減免制度や通年利用の多子軽減を設けています。）

○通年利用…年間を通じて利用する児童
・児童1人につき月額　5千円（育成料）・700円（おやつ代）

○長期のみの利用…夏休みなどの長期学校休業日、土曜日、学校代休日、短縮授業日（①4月始業式から給食開始前日まで②冬休み終了後の給食開始前日まで③3月の6年生給食終了後から修了式の日まで）のみの利用（児童1人につき半期ごとに定めています。）

・前期（4月から9月まで）　育成料1万円・おやつ代1400円
・後期（10月から翌年3月まで）　育成料5千円・おやつ代700円

減免制度

育成料を免除する制度です。対象となるのは、生活保護世帯、市民税非課税の母子・父子世帯、就学援助を受けている世帯となります。（ただし、おやつ代については、育成料の免除世帯からも徴収します。）
※減免を受けるためには申請が必要になります。

通年利用の多子軽減

同一世帯において、**通年利用の児童が2人以上いる場合に**、最年長以外の児童の育成料を1／2にする制度です。

▶利用時間

○通常日（学校のある日）　下校時～午後7時
○土曜日、長期学校休業日および学校代休日　午前7時30分～午後7時
※上記時間内で、留守家庭となる時間が利用できる時間となります。

放課後児童クラブのご案内

平成31年度（平成31年4月以降）の児童クラブ利用申請書の配布・受付について

▶申請書配布期間　10月9日㈫から
▶申請受付期間　11月5日㈪～17日㈯
▶申請書配布および申請受付場所・時間
・市役所子ども課　上記期間の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く。）
・各児童クラブ（下表参照）

クラブ名	配布・申請受付場所	配布・申請受付時間	電話番号	定員
昭和児童クラブ（ニコニコクラブ）	昭和児童センター	月～金曜日 10：00～18：45 土曜日 8：30～17：45	81-1380	65人
南児童クラブ（つばさクラブ）	南児童センター		83-0385	90人
八ツ田児童クラブ（はやぶさクラブ）	八ツ田児童クラブ	月～金曜日 13：00～18：45	82-6668	65人
猿渡児童クラブ（どんぐりクラブ）	猿渡児童クラブ	月～金曜日 13：00～18：45 土曜日 8：30～17：45	82-2339	65人
西児童クラブ（あすなろクラブ）	西児童クラブ		82-3395	105人
花山児童クラブ（豆の木クラブ）	花山児童クラブ	月～金曜日 13：30～18：45	090-7955-3328	80人
	花山児童センター	月～土曜日 10：00～17：45	82-5554	
来迎寺児童クラブ（のびっこクラブ）	来迎寺児童クラブ	月～金曜日 13：30～18：45	090-5601-7227	80人
	来迎寺児童センター	月～土曜日 10：00～17：45	82-5614	

※通年利用のみでなく、長期のみの利用についても今回の期間において申請書配布・受付を行います。
※申請書を郵送等により配布することはできませんので、上記配布場所に直接受け取りに来てください。
※利用申請を電話で行うことはできません。
○年度中の利用申込みについては、市役所子ども課で下記のとおり受付します。
・1日～15日まで（ただし、15日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで）に申込みをした場合は、翌月1日以降の入所になります。
・16日～月末まで（ただし、月末が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで）に申込みをした場合は、翌月16日以降の入所になります。

子育て支援センターからのお知らせ

○来迎寺子育て支援センターが移転し、開館時間も変わります。

現在ご利用いただいている来迎寺保育園併設の来迎寺子育て支援センターは平成31年2月16日㈯正午で閉鎖し、平成31年2月18日㈪午前10時から来迎寺児童センター内で開設します。

また、開館時間は月～金曜日の午前10時から午後3時となります。

※中央子育て支援センター、南子育て支援センターの場所および開館時間の変更はありません。

▼問合せ　中央子育て支援センター（☎(81)5500　FAX(81)5505）

児童手当を振り込みます

児童手当を指定の口座へ振り込みます。受給者の人は、通帳記入等で確認をお願いします。

▼支給日　10月10日㈬
▼支給対象　平成30年6月分～9月分（期間内に転出等により支給事由が消滅した場合を除きます。）
※支給には現況届の手続き（更新手続き）が必要です。更新手続きが済み次第、支給を再開します。

▼問合せ　子ども課　児童家庭係（☎(95)0120）